

新型コロナウイルス感染症対策に
係る緊急要望書

令和2年5月26日
茨 城 県

要 望 書

本県における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、県対策本部の下、感染者の把握、クラスター化の防止、医療体制の整備、休業や外出の自粛など、県民一丸となって取組を進めてまいりました。

国が先頭に立った感染防止対策の実施や、感染症対策の最前線で奮闘する医療従事者をはじめとした関係者、自粛にご協力をいただいた県民の皆様のお力により、5月6日以降、感染者が確認されていない状況が続いております。

このような状況を踏まえて、本県においては、感染症から県民の命を守ることに加えて、社会経済活動を維持すべく、「茨城版コロナ Next」として独自の対策指針を策定し、社会経済活動再開に向けた段階的な取組を進めているところです。

茨城版コロナ Next では、県内における陽性者数や病床稼働率、本県と頻繁に人の往来がある東京都の感染経路不明の陽性者数などを判断基準とし、状況に応じて対策を緩和・強化できるようにするとともに、緩和にあたっては、国の専門家会議が示した「新しい生活様式」の実践はもとより、生活必需品販売施設や飲食店、公共交通機関など各種業態に応じた感染防止対策ガイドラインの策定・順守など、引き続き感染防止に係る取組を進めていくこととしています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は今回の第一波で収束することなく、第二波、第三波の感染拡大が危惧されているところです。

医師不足が顕著な本県においては、感染拡大は医療崩壊につながるリスクが極めて高いことから、今後の感染拡大に備え、各種対応を強化しているところではありますが、より実効性のある取組とするため、下記事項について要望します。

令和2年 5月26日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 感染拡大防止・物資供給・医療体制の整備

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の柔軟な運用及び増額

(厚生労働省)

当該交付金については、対象経費が限定されているため、地域の実情に応じて必要な医療提供体制が整備できるよう、補助基準額、補助対象経費の設定を柔軟にするとともに交付金額の増額を図ること。

PCR等検査体制の強化・整備

(厚生労働省)

感染拡大防止と国民・企業の安心感・納得感を高めて日常の活動を回復させていくには、早期に新型コロナウイルス感染症患者を発見するとともに、接触者等に対して広くPCR検査を始めとする検査を、大規模に拡大して実施していくことが重要である。

感染者の中には無症状者がいることも踏まえ、例えば、発症前の期間を広く考慮し、濃厚接触者の範囲を定めることや、濃厚接触者全員のPCR検査実施など、疫学調査の実施方法等について見直しを図ること。

また、必要なPCR検査が適切に実施できるよう、検査に係る人材の確保や検査試薬の供給、民間検査機関の活用など、検査体制の整備・拡充について支援するとともに、迅速・多様な検査ができるよう、簡易なPCR検査手法の開発や抗原検査の普及促進などに取り組むこと。

感染防御資機材の供給

(厚生労働省)

マスク、フェイスシールド、消毒薬等の感染防御資機材については、国から供給されているところであるが、いまだ十分ではない。

医療機関、軽症者宿泊施設、社会福祉施設、自宅療養者等に対して、感染防御に必要とする十分な資機材が速やかに行き届くよう、国の責任において、調達・供給するとともに、市場流通の適正化を図ること。

また、警察では、空港、湾岸、病院等におけるトラブル防止のための警戒警備を実施するとともに、混乱に乗じた各種犯罪の抑止と取締りの徹底等を図る必要があるが、このような警察活動の遂行に必要な感染防御資機材も不足しているため、これらの供給について、特段の配慮を行うこと。

医療提供体制の整備支援 (厚生労働省)

新型コロナウイルスなどの新たな感染症の患者が急増した場合でも適切な医療が提供できるよう、国において医師や看護師等の医療従事者派遣を行うなど、各地域の医療提供体制の整備を支援すること。

医療従事者等への危険手当の支給に係る措置 (厚生労働省)

新型コロナウイルス感染症患者の診療等に従事する医療従事者等に対して、業務の特殊性を考慮した危険手当の支給等による処遇の向上が図られるよう、診療報酬等による措置を講じること。

高齢者施設及び障害者施設の応援職員確保に係る人件費等の財政支援

(厚生労働省)

職員が新型コロナウイルス感染症に罹患することなどにより、福祉サービスの提供が困難になった介護福祉施設や障害者福祉施設に対し、他の施設等が応援職員を派遣した場合、応援職員の人件費相当額及び旅費等の必要経費相当額について、介護報酬や障害福祉給付に加算するなどの財政支援を行うこと。

感染防止対策の強化 (厚生労働省)

保健所による積極的疫学調査や軽症者等の宿泊施設での療養等について、協力が得られないケースがあるため、調査や要請に従わず、協力を拒否する行為に対して、実効性を担保するための法的措置を講じるなど改善を図ること。

医療機関への財政的支援 (厚生労働省)

地域の実情に応じて必要な医療提供が行えるよう、風評被害や受診控えによる外来減少などで減収が生じている医療機関に対し、十分な財政支援を講じること。

また、感染症指定医療機関や協力医療機関等においては、従来の診療活動を縮小せざるを得ず、病院経営が圧迫されている現況に即し、診療報酬に加えて直接的かつ中長期的な財政支援を行うこと。

2 雇用機会・社会経済活動の維持

「持続化給付金」の制度の拡充 (経済産業省)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うインバウンドの急減や自粛の影響などにより、地域経済のエンジンとなっている中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等の経営状況は極めて厳しい状況となっている。

先般、国の緊急経済対策において、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している中小企業や個人事業者を対象に持続化給付金の制度が創設されたところであるが、売上が前年同月比で80%以上減少している事業者にとっては、まさに倒産・廃業が余儀なくされている状況であることから、継続的な助成と助成金の拡充など、必要な支援策を講じること。

民間金融機関における無利子・無担保融資の拡充 (経済産業省)

都道府県の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資については、無利子・無担保となる限度額が3,000万円となっているが、消費が著しく減退し、経済的影響が長期化していく中で、現在借入を行っている事業者が、追加で借入をすることが可能となるように限度額を5,000万円以上に引き上げるなど、制度の拡充を図ること。

融資・助成・給付制度の審査、手続きの迅速化 (経済産業省、厚生労働省)

中小企業・個人事業主を取り巻く環境は極めて厳しく、事業の継続や雇用の維持が危ぶまれる状況にあり、一日でも早く資金需要に対応する必要があることから、融資や助成、給付制度などの各種支援制度について、申請書類の簡素化やコールセンターの混雑緩和などによる申請手続の負担軽減及び審査事務処理の体制強化などによる支給事務の迅速化を図ること。

地域公共交通事業者の経営基盤の安定化に向けた財政支援 (国土交通省)

地域公共交通事業者は、緊急事態宣言後も運行を継続し、各路線の維持に努めているが、不要不急の外出自粛や学校の休業等により、利用者は激減し、経営基盤は極めて深刻な打撃を受けていることから、安全・安心な運行体制の確立に支障を来さぬよう、各事業者の減収分を補填する新たな補助金(給付金)制度の構築や、既存補助事業の補助率の嵩上げなど、速

やかな財政支援を講ずること。

新型コロナウイルス感染症に係る地方財政措置 (総務省・内閣府)

今後も、地方において新型コロナウイルス感染症対策や経済雇用対策を実施するうえで必要となる財政需要について、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等の飛躍的な増額を行うなど、確実に地方財政措置を講ずること。

また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、地域の実情に応じた事業を実施できるよう、年度間流用や基金造成なども含め、自由度の高い柔軟な制度とすること。

生活福祉資金特例貸付に係る原資積み増し (厚生労働省)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少となった世帯の生活の安定を図るため、生活福祉資金貸付制度の要件を緩和する特例措置が設けられている。

特例措置により、貸付申込みが増大してきており、貸付原資が不足することが見込まれる状況なので、国の責任において貸付原資積み増しの予算措置を行うこと。

感染症に備えた避難所環境の整備 (内閣府)

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針等を見直し、避難所内感染の防止など必要な対策の充実を図ること。また、感染防止に必要な物資の備蓄や調達を支援するとともに、それらの平時からの財政措置を講ずること。

3 経済活動の回復

観光交流の促進・消費喚起対策 (国土交通省)

感染収束後の観光需要喚起策については、インバウンド需要を含め、その効果が最大限に発揮されるよう、継続的かつ、観光事業者・旅行者の双方にとって利用しやすい柔軟な制度とすること。また、訪日外国人旅行者の需要回復のためのプロモーションにあっては、ゴールデンルート等の特定の地域に偏ることなく、活気を取り戻した地方の観光地の様子や魅力を積極的に発信し、訪日旅行への不安を払しょくすること。

茨城空港における運休路線の早期の運航再開，安定的な運航の確保のため，国際線については「訪日誘客支援空港」への支援の拡充を図るとともに，国内線についても着陸料の減免など同等の支援制度を創設すること。

航空便の運航再開時における水際対策の徹底（厚生労働省，国土交通省）
観光事業者等が安心してインバウンド受け入れに対応できるよう，国際航空便の水際対策を徹底するため，空港における検疫体制の更なる強化・充実に図ること。

収束後の企業の地方分散支援（経済産業省・内閣府）

新型コロナウイルス感染拡大により，サプライチェーンの脆弱性や大都市圏への本社機能の一極集中によるリスクが顕在化したところである。

そうした中，国の緊急経済対策において，生産拠点の国内回帰等を促進するための補助制度が創設されたところであるが，リーマンショック以上の経済悪化が予測されていることから，感染収束後においても企業の設備投資が落ち込まないように，強固なサプライチェーンの構築に向けた取組や，オフィスの分散化など地方への移転及び新たな生活様式の浸透に伴い成長が期待される企業の設備投資をより一層強力に推進する必要がある。

こうした企業に対する地方独自の取組を支援するため，「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を大幅に増額すること。

4 学習環境・機会の維持確保

臨時休業中の学習のための1人1台端末や通信環境整備に必要な財政支援
（文部科学省）

今後再び感染が拡大し，臨時休業を行う事態に備えて，児童生徒の学習機会を均等に確保し，遅れが生じることなく各都道府県においてオンライン学習に積極的に取り組めるよう，環境整備に必要な財政支援を拡充すること。

新型コロナウイルスの感染不安等の理由で一定の期間登校できない生徒及び不登校の生徒の単位修得に向けた支援（文部科学省）

他校（通信制高校等）で開設されている科目が，自校（全日制高校）で設けられている場合であっても，他校で履修することを可能とするとともに

に、修得した単位を自校における卒業に必要な単位数として認定できるようにすること。

児童生徒の健康診断の安全・確実な実施に向けた財政的支援(文部科学省)

毎年度実施している児童生徒の健康診断については、教育活動の再開後に、3密を避けながら安全・確実に実施しなければならないため、通常以上の時間と場所を要することから、医師等を増員するための財政的支援及び医師等の派遣にかかる医師会等への働きかけを行うこと。